

# 一般国道464号 北千葉道路(市川市～船橋市) 計画段階環境配慮書について

平成29年度第7回千葉県環境影響評価委員会 資料  
平成30年1月19日(金)

# 千葉県

## ●北千葉道路の概要

- ・常磐道と東関東道のほぼ中間に位置する千葉県北部で計画されている全長約43kmの道路。
- ・鎌ヶ谷市から成田市間は、開通済又は事業中。  
現在、未事業化区間の市川市（外環道）から鎌ヶ谷市間の約9kmについて、事業化に向けて、国、県、沿線市において、道路構造等の検討を実施中。

## ●事業の目的

- ・東葛飾、北総地域の東西方向の骨格となる道路であり、首都圏北部、千葉ニュータウン、成田空港を結ぶことにより、国際競争力の強化、地域間の交流連携、物流の効率化など、地域の活性化に寄与することが期待される。
  - 成田空港等の拠点への広域高速移動の強化
  - 周辺道路の渋滞の緩和
  - 災害時の緊急輸送ネットワークの強化



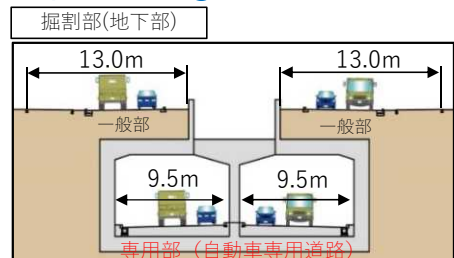


## ●現在検討中の道路構造等

- 市川市から鎌ヶ谷市間は、一般部（4車線）と専用部（4車線）の併設構造とし、専用部（自動車専用道路）の構造は、早期整備が可能な高架構造を基本とする。（整備イメージ②）
- 但し、（仮称）北千葉JCTから約2km区間の専用部は、外環道との連続性等を踏まえ掘割構造とする。（整備イメージ①）
- 鎌ヶ谷市から船橋市（国道16号）間も一般部と専用部の一体構造とする。（整備イメージ③）
- 船橋市（国道16号）から白井市間は、沿道アクセスをコントロールした一般道路として整備する。（整備イメージ④）

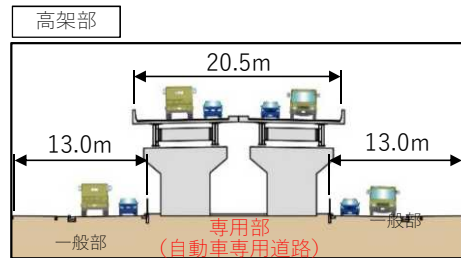


### 整備イメージ①

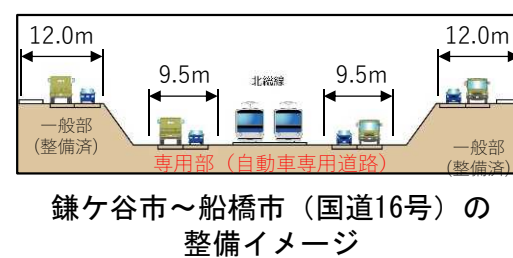


市川市～鎌ヶ谷市の整備イメージ

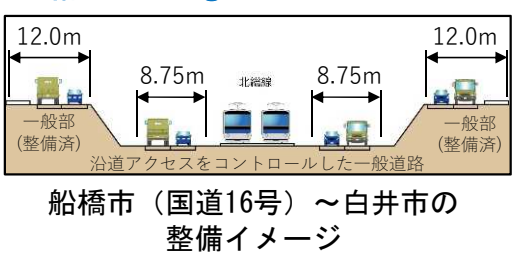
### 整備イメージ②



### 整備イメージ③



### 整備イメージ④



※幅員については、道路構造令の車道幅員、路肩等を基に計画。今後、詳細な道路構造については検討。



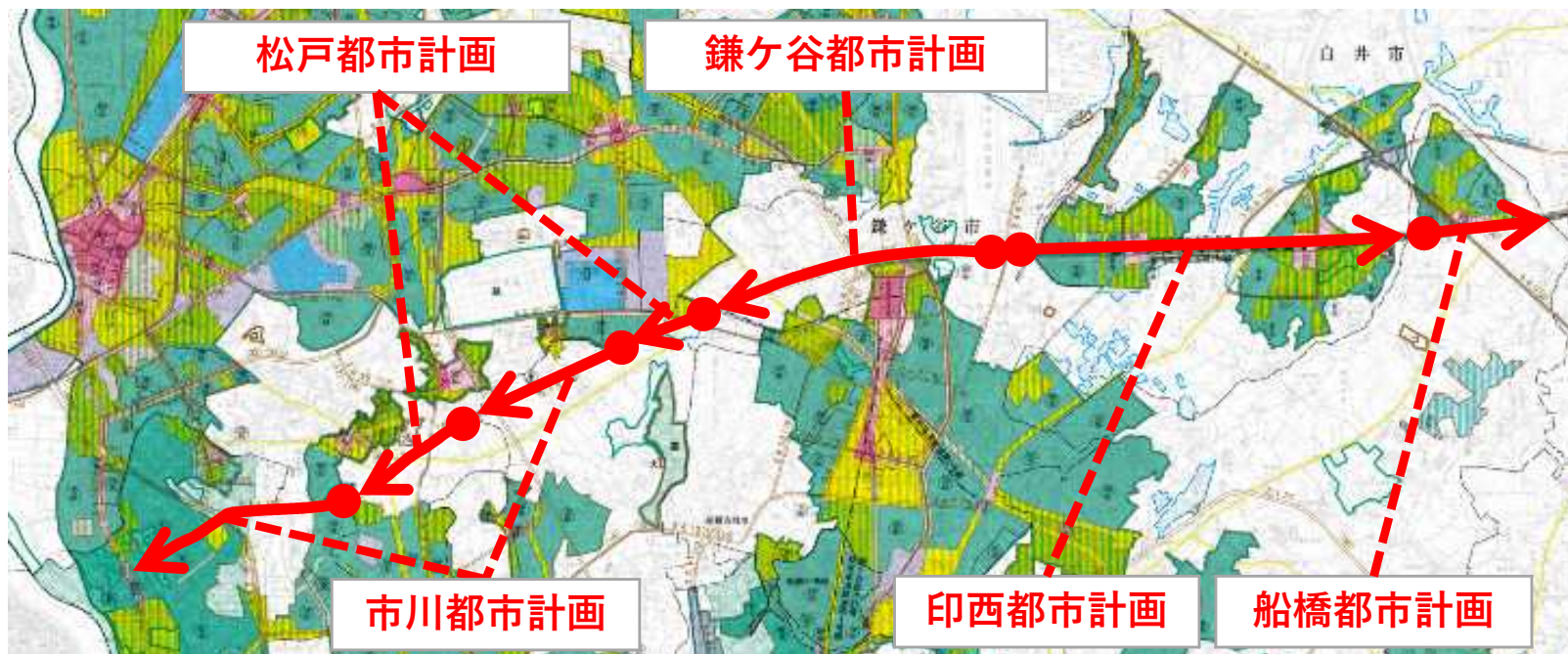
## ●対象事業について

- ・本事業は、首都圏の広域交通ネットワークを形成し、広域的な地域圏の連携や物流機能の強化を図ることを目的に、市川市（外環道）と船橋市（国道16号）を結ぶ延長約15kmの自動車専用道路（専用部）の整備を計画しており、環境影響評価法における「第一種事業」に該当。
- ・一般部は、地域の活性化や周辺道路の混雑緩和等を目的とし、市川市から印西市間は、昭和44年に都市計画決定済。このうち、市川市から鎌ヶ谷市間の約9kmについては未整備。  
これまでの検討において、既に都市計画決定された一般部の区域を活用して専用部を導入し、一般部と専用部の併設構造とするとともに、専用部の連結路は併設する一般部に設置する構造を検討しており、一般部と専用部の事業目的を同時に達成させるためには、同時期に計画し、整備する必要がある。
- ・市川市～船橋市間の専用部と、市川市～鎌ヶ谷市間の一般部を一体の対象事業として手続きを進める。

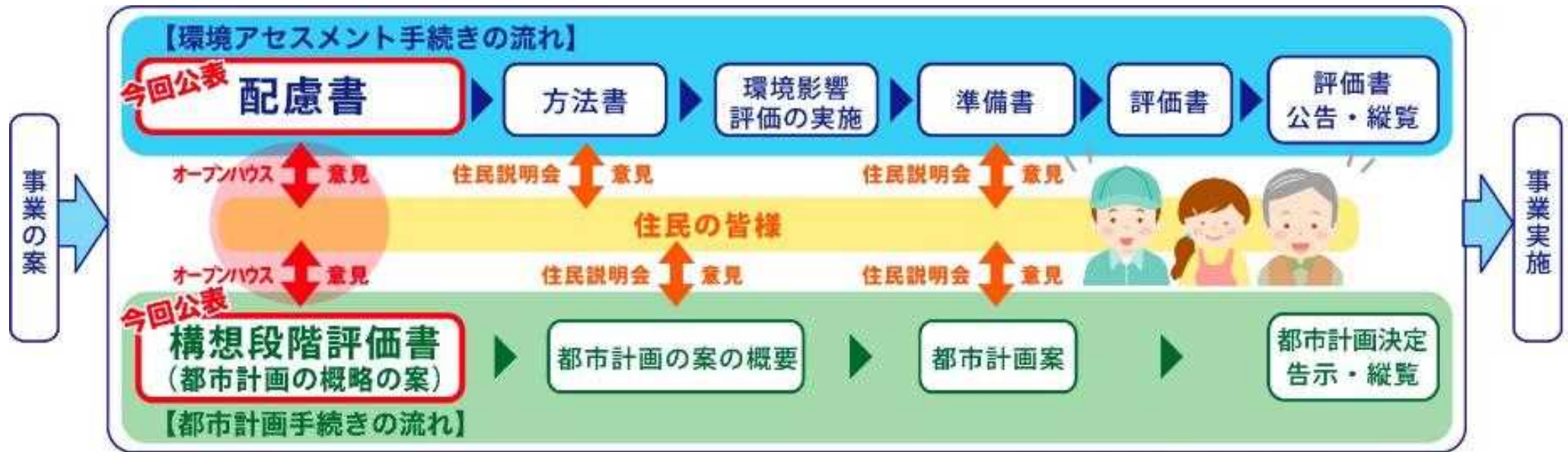
## ●事業の規模：約15km

- ・市川市～鎌ヶ谷市（約9km）：自動車専用道路（専用部）4車線、一般国道（一般部）4車線
- ・鎌ヶ谷市～船橋市（約6km）：自動車専用道路（専用部）4車線

## ●都市計画決定状況



## ●環境アセスメント・都市計画手続きの流れ



### ●計画段階環境配慮書（配慮書）とは

- ・事業への早期段階における環境配慮を可能にするため、事業の位置・規模等の検討段階において、環境保全のため適正な配慮をしなければならない事項について検討を行い、その結果をまとめた図書。

### ●構想段階評価書（都市計画の概略の案）とは

- ・都市施設等の概ねの位置や規模など概略の案の立案段階において、都市計画上の見地から総合的な評価を実施し、その結果をまとめた図書。

#### 環境アセスメント手続きとは・・・

環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業を実施する際に、その事業の実施に伴って生ずる環境への影響について、事前に調査・予測・評価するとともに環境保全措置の検討を行い、住民や行政機関などの意見を踏まえた上で、事業実施の際に環境の保全への適正な配慮を行う仕組みです。



#### 都市計画手続きとは・・・

都市計画は、将来のまちづくりを考えて、都市の骨組みを形づくっている道路等の位置、規模、構造などを定めるものです。住民に密接な影響を及ぼす計画ですので、その手続きでは、住民の意見を聴きながら案を作成するとともに、出来上がった案に対して住民の皆さんが意見を提出する機会が設けられています。





# ■配慮書の構成

## 第1章 都市計画決定権者の名称

- 都市計画決定（変更）手続きと一体的に手続きを行うため、環境影響評価法の規定により、**都市計画決定権者（千葉県）**が手続きを実施。

## 第2章 目的及び内容

- 事業の目的、手続きに至る経緯やルート設定の考え方。

## 第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況

- 主務省令※の項目に従い、構想段階（配慮書）の検討を行うのに必要な**事業特性、地域特性**を把握。  
※記載項目は、国土交通省令（平成10年6月12日建設省令第10号）の指定並びに、  
道路環境影響評価の技術手法（平成25年3月 国土交通省国土技術政策総合研究所、（独）土木研究所）の指針に準拠
- 概況の把握は**既存資料※の収集**により実施。  
※一般に公表されているもの

## 第4章 調査・予測・評価結果

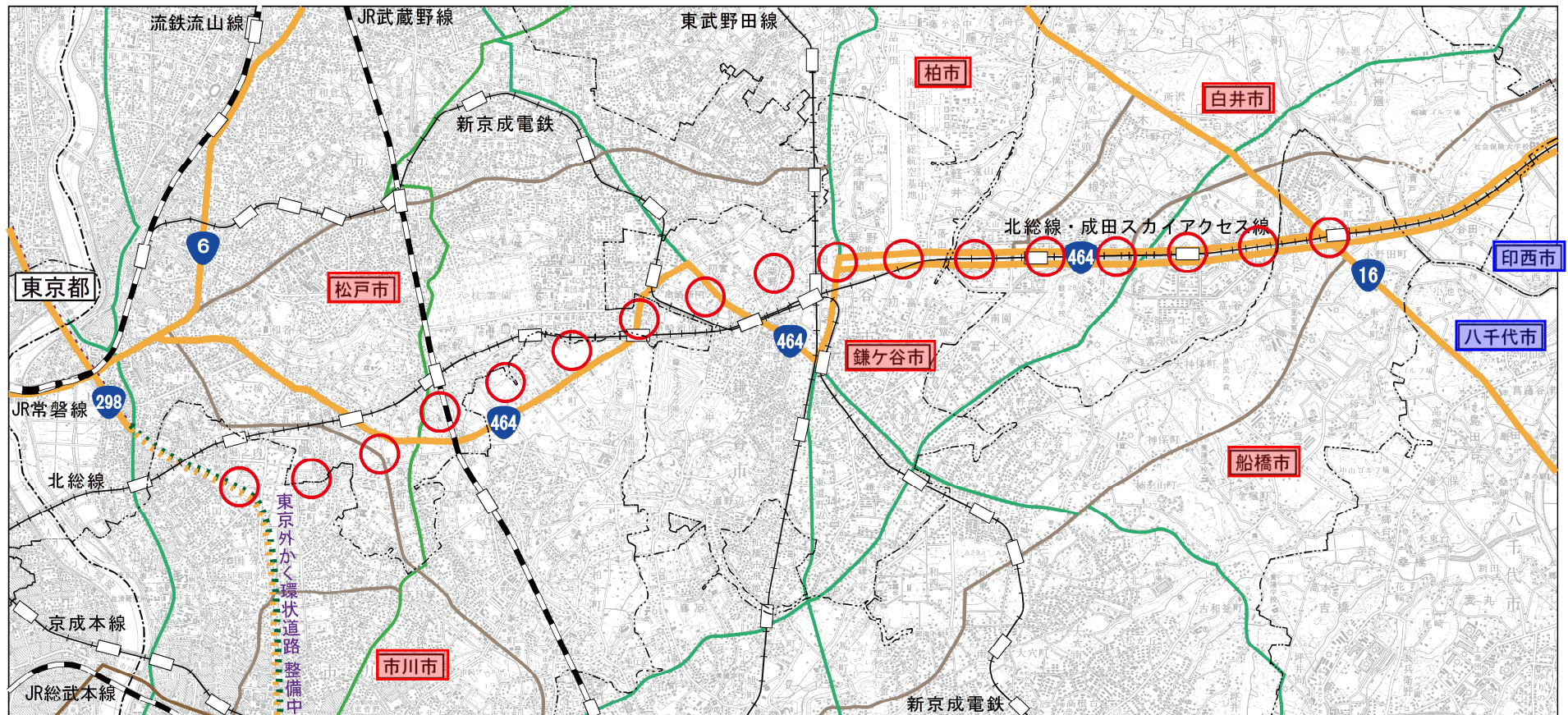
- **供用後※を対象**として、事業特性や地域特性を踏まえ、構想段階において、**重大な影響のおそれがある環境要素**を選定。  
なお、回避が困難、又は必ずしも十分に低減されない環境影響は、**方法書以降で詳細に検討**する。

※工事中の影響は対象としない。構想段階においては、工事中の影響を検討するための、  
建設機械の稼働や工事施工ヤードの設置等に関する計画まで決まるような熟度に達していないため。

## ●事業実施想定区域及びその周囲

- ・事業実施想定区域が該当する対象自治体（6市）：市川市、松戸市、鎌ヶ谷市、柏市、白井市、船橋市
- ・事業実施想定区域の周囲の対象自治体（2市）：八千代市、印西市

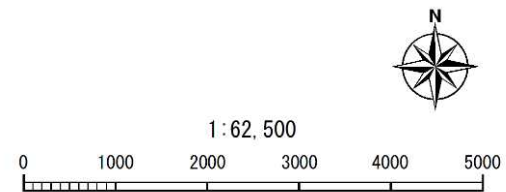
下図の範囲について、省令に基づき、地域特性（自然的状況、社会的状況）に関する情報を把握。



凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

—+—+—+—+—	JR	—	自動車専用道路
—+—+—+—+—	私鉄	—	一般国道
—		—	主要地方道
—		—	一般県道





# ■ルート案の設定の考え方

配慮書P11~13

ルート案については、成田空港等の拠点への広域高速移動の強化などの事業目的が達成可能で、社会的影響や自然環境等に与える影響なども踏まえ、現実的に実施可能な案を設定した。

## ●ルート案の設定にあたっての考え方

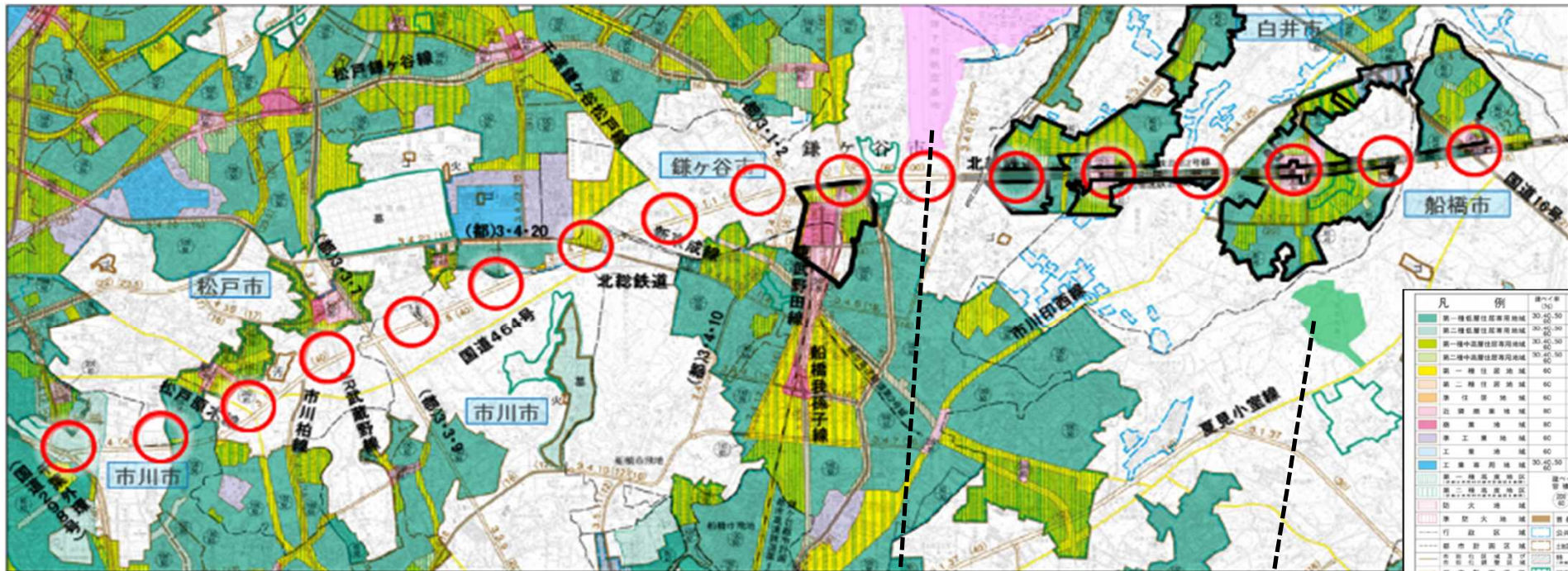
本事業は、事業目的を達成するため、市川市から船橋市間の専用部（4車線）約15kmと、市川市から鎌ヶ谷市間の一般部（4車線）約9kmを一体的に整備を進める計画。

市川市から船橋市間は、昭和44年に都市計画決定され既に50年近く経過し、現行の都市計画決定区域に基づき、土地区画整理事業や鉄道事業などが計画・整備されている。

さらに、鎌ヶ谷市から船橋市間については、周辺に海上自衛隊下総航空基地や鳥獣保護区が位置していることに加え、一般部（4車線）は既に整備されており、専用部の事業予定地も既に確保されている。

本事業のルートについては、事業目的が達成可能であり、かつ、社会的影響や自然環境に与える影響なども踏まえた結果、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案以外は現実的ではないと考えられる。

以上から、現行の都市計画決定区域を基本としたルート案とし、複数案を選定しないこととした。



海上自衛隊下総航空基地

鳥獣保護区

凡例	線幅	事業種別	区域番号
第一種低層住居専用地域	30-45, 50	第一種住宅地	第一種住宅地
第二種低層住居専用地域	30-45, 50	第二種住宅地	第二種住宅地
第一種中高層住居専用地域	30-45, 50	第一種住宅地	第一種住宅地
第二種中高層住居専用地域	30-45, 50	第二種住宅地	第二種住宅地
第一種住居地域	80	第一種住宅地	第一種住宅地
第二種住居地域	60	第二種住宅地	第二種住宅地
準住居地域	80	準住宅地	準住宅地
工業専用地域	80	工業地	工業地
第一種工業地域	80	第一種工業地	第一種工業地
第二種工業地域	80	第二種工業地	第二種工業地
第三種工業地域	80	第三種工業地	第三種工業地
工業専用地域	30-45, 50	工業地	工業地

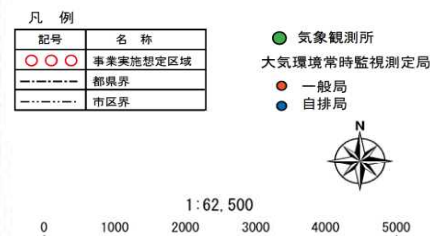
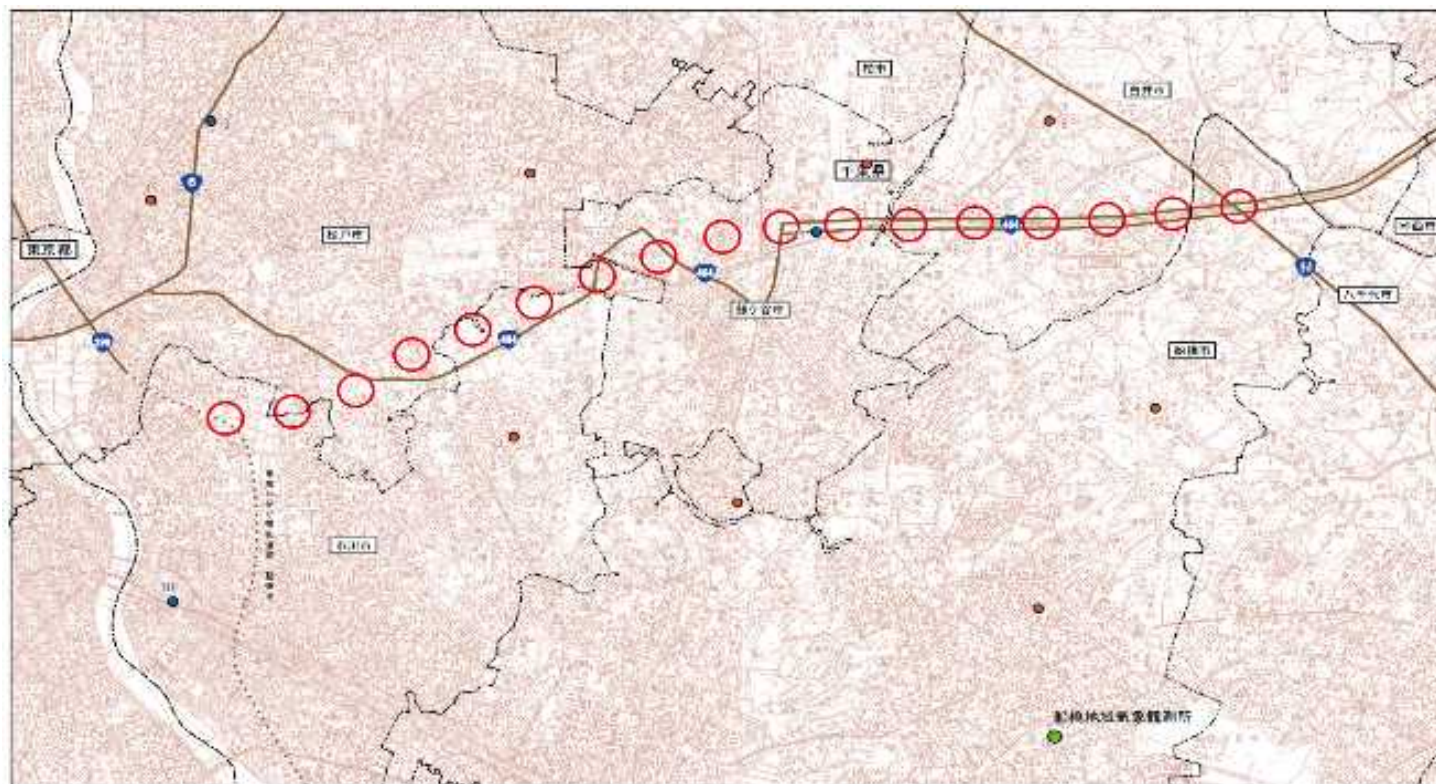


## ●気象

・過去10年間（平均） 気温：16.0℃、年間降水量：1,518.0mm、風速：1.9m。最多風向：北東

## ●大気質

- ・一般環境大気測定局（一般局）：8局、自動車排出ガス測定局（自排局）：3局
- ・【一般局】二酸化硫黄、二酸化窒素：全ての測定局で環境基準を達成、  
浮遊粒子状物質：長期的評価では、全ての測定局で環境基準を達成。  
短期的評価では、一部で環境基準が非達成。  
微小粒子状物質：平成27年度に全ての測定局で環境基準を達成。
- ・【自排局】二酸化窒素、一酸化炭素：全ての測定局で環境基準を達成。  
浮遊粒子状物質：長期的評価では全ての測定局で環境基準を達成  
短期的評価では一部で環境基準が非達成。



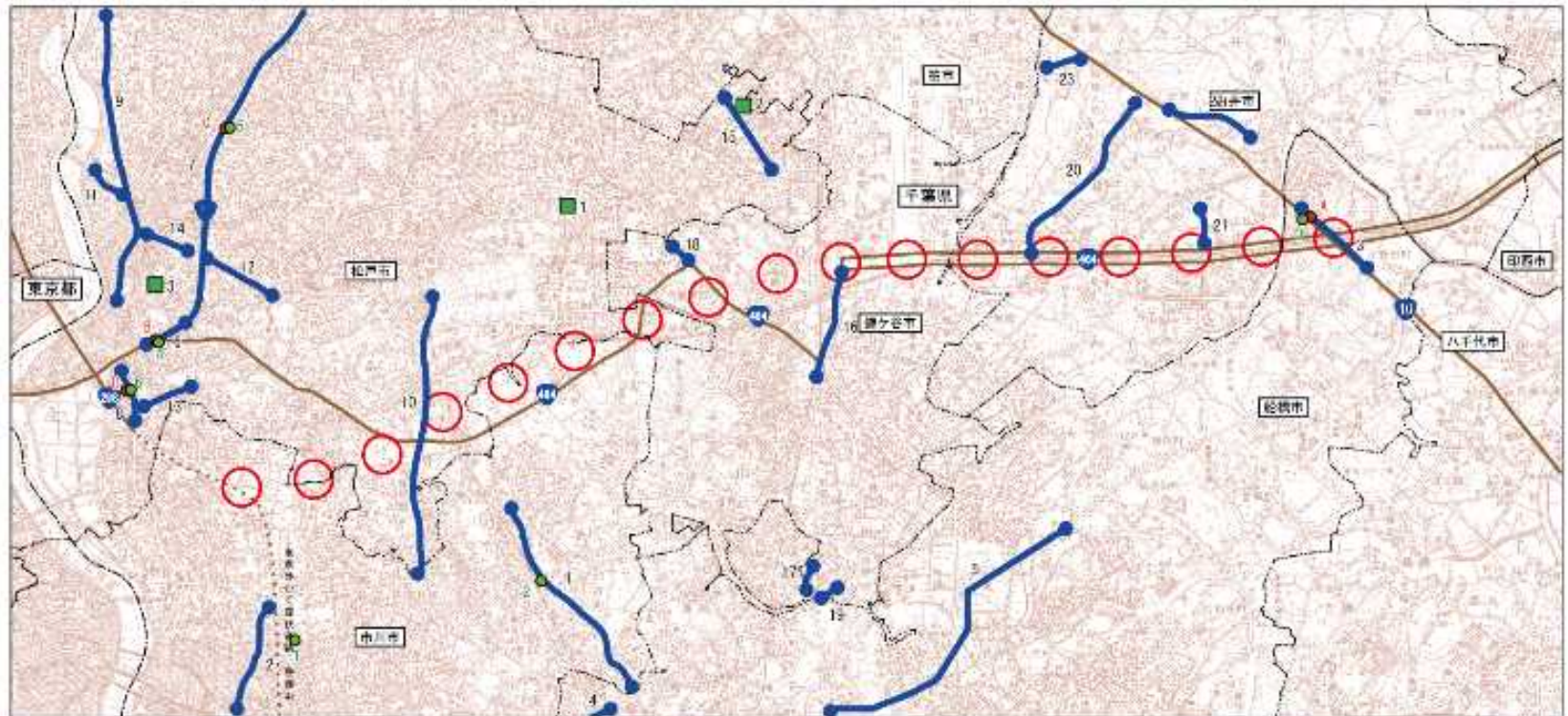


## ●騒音

- ・道路交通騒音調査（面的評価）：23地点、要請限度に係る調査：4地点
- ・面的評価の調査結果：  
昼間・夜間とも環境基準値以下は、15.4%～100.0%
- ・騒音規制法に基づく道路交通騒音調査結果：  
一般国道6号の調査地点2か所において、要請限度値を超過。

## ●振動

- ・道路交通振動調査：6地点（うち、5地点が第1～2種区域）
- ・全てが要請限度値を下回っている。



凡例

記号	名称
○	事業実施対象区域
○	事業実施対象区域
---	境界線
---	市区界

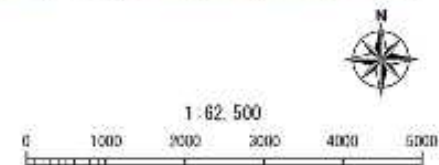
### 道路交通騒音

- 面的評価対象区域
- 要請限度調査地点

### 環境騒音

- 環境騒音測定地点（松戸市）

- 道路交通振動調査地点



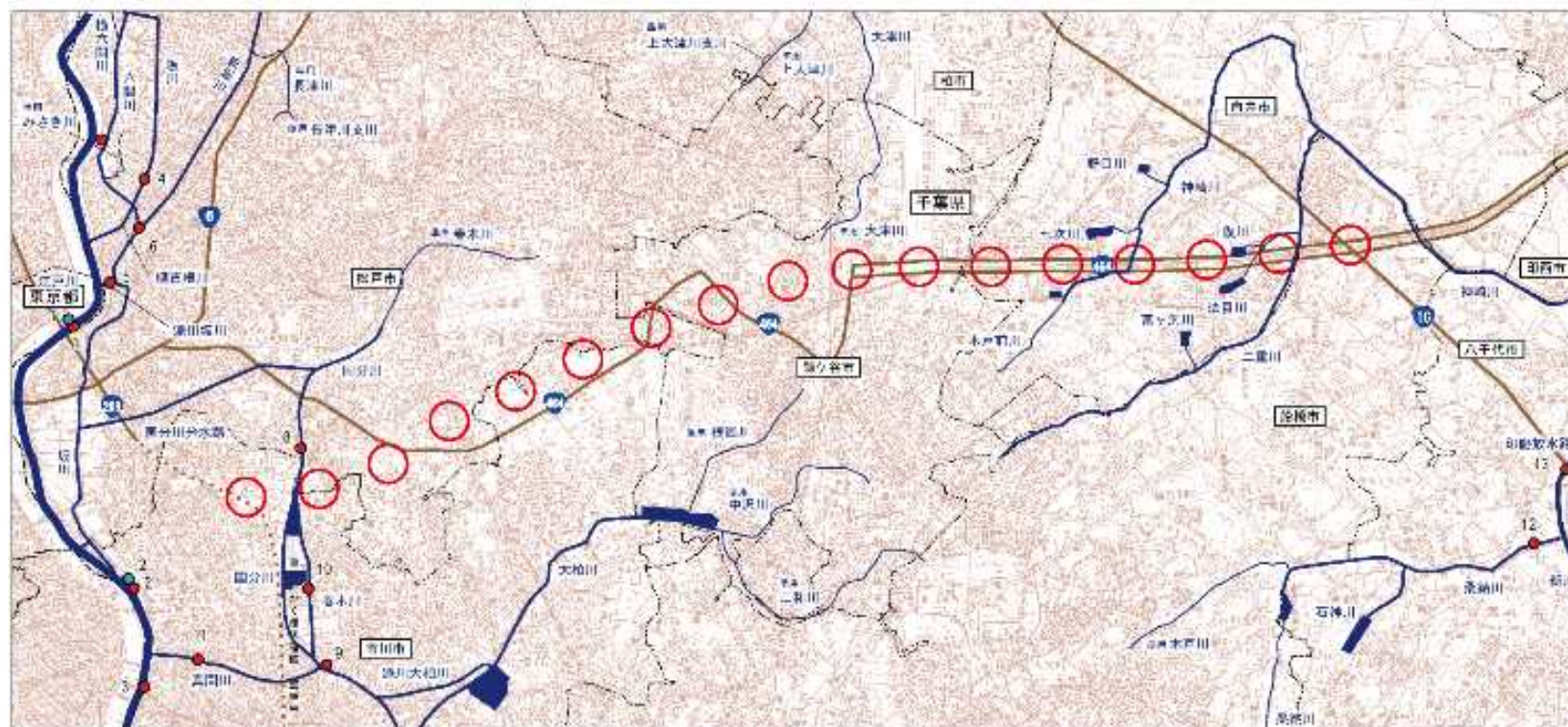


## ●水質・底質

- ・水質調査：9河川13地点
- ・江戸川で大腸菌群数、桑納川で全亜鉛、印旛放水路（上流）で水素イオン濃度（pH）や生物化学的酸素要求量（BOD）、全亜鉛が環境基準に不適合。
- ・底質調査：江戸川の2地点

## ●地下水

- ・概況調査：30地点、継続監視調査：27地点、要監視項目調査：25地点
- ・硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素等の一部の項目で環境基準値等を超過している地点があるが概ね環境基準値等を下回っている。





## ●土壌

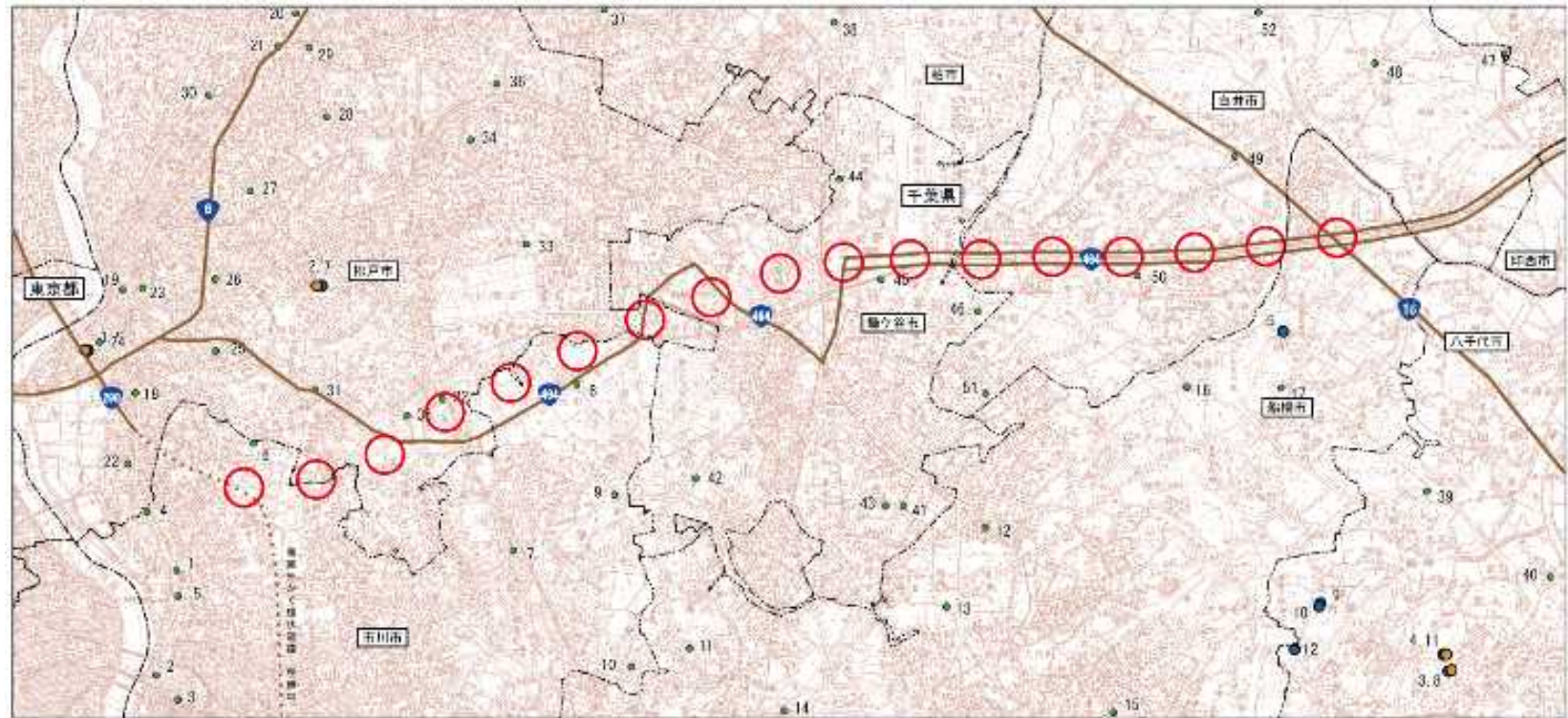
- ・主に厚層黒ボク土壌や黒ボク土壌が広く分布。

## ●地盤

- ・水準点：52地点
- ・地盤変動の状況は、東北地方太平洋沖地震の影響を受けた平成23年度を除き、いずれの地点も環境省の地盤沈下の監視目安を下回っている。

## ●土壌汚染

- ・土壌汚染対策法により指定された要措置区域が松戸市、八千代市に存在（4か所）。



凡 例	
記号	名 称
○ ○ ○	事業実施指定区域
-----	監視区
-----	市区界

- 土壌汚染
- 要措置区域
  - 形状変更時懸念区域
- 地盤沈下
- 水準点





# 自然的状況(5)

配慮書P16・  
参考資料P89～93

## ●地形

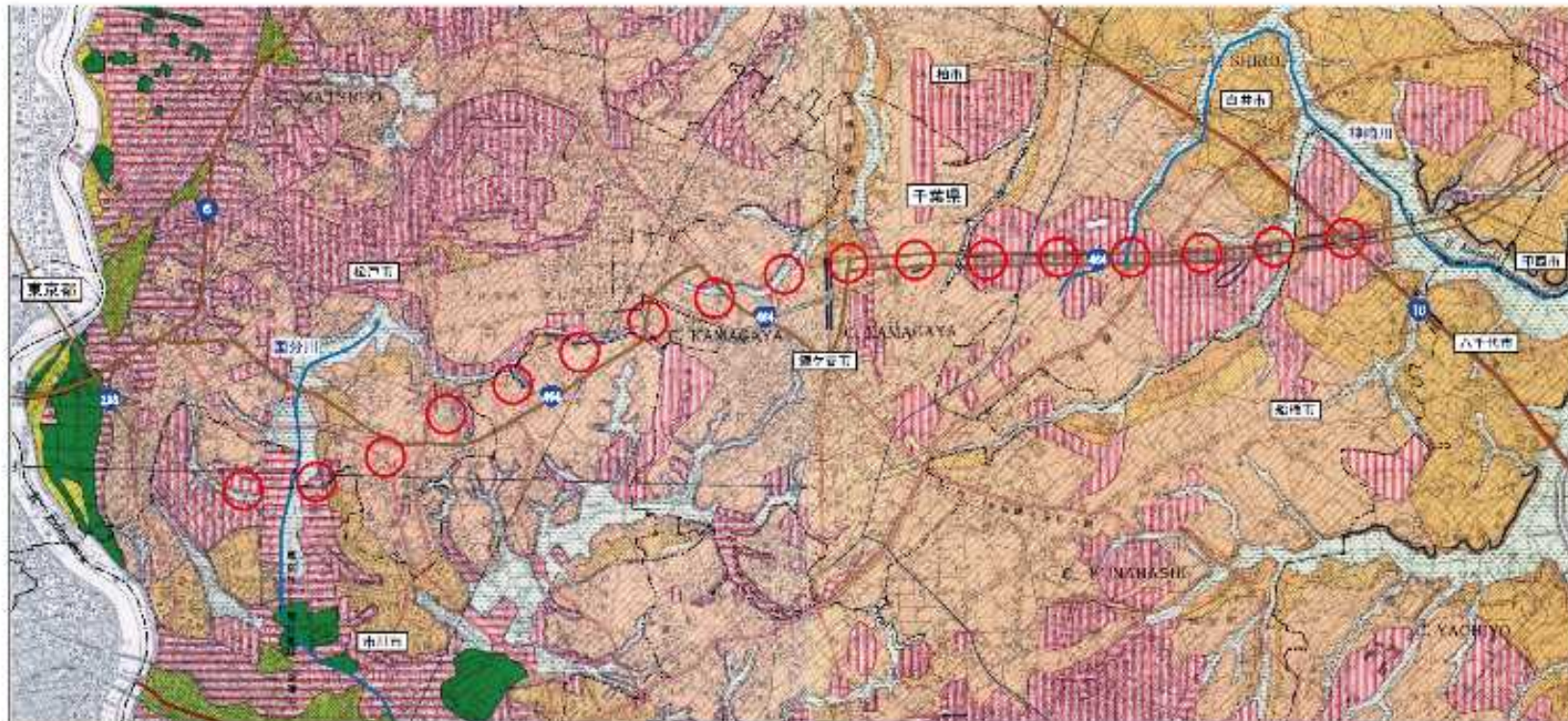
・主に上位砂礫台地が分布。

## ●地質

・下総台地を覆う武蔵野ローム層、立川ローム層及び下末吉層を主体とした関東ローム層が分布。

## ●注目すべき地形・地質等の状況

・学術上又は希少性の観点から重要な地形・地質は確認されていない。

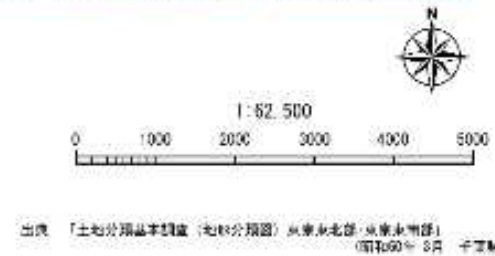


凡例

記号	名称
○ ○ ○	東京圏圏外区域
—	圏境
—	河川

分類	記号	名称
台地	■	上位砂礫台地
	■	中位砂礫台地
	■	下位砂礫台地
	■	紅土砂礫台地
丘陵	■	丘陵 (赤土)
	■	丘陵 (赤土)
	■	丘陵 (赤土)

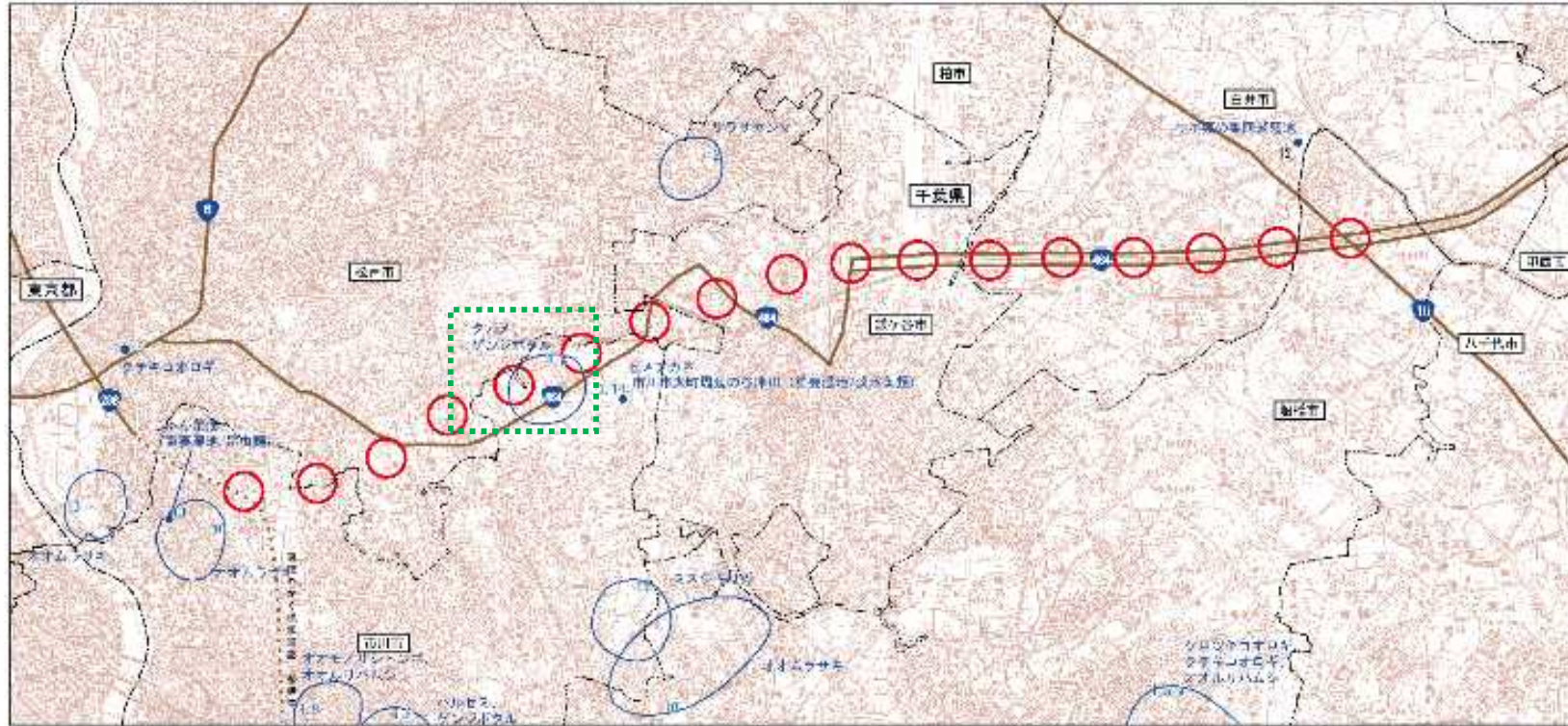
分類	記号	名称
地形	■	谷川
人工物	■	堤防
	■	橋
その他	■	分水界
	■	境界
	■	境界
	■	境界





## ●動物

- 動物の重要種確認位置：11か所、注目すべき生息地：3か所  
タガメやゲンジボタル、サギ類の集団繁殖地（鳥類・白井市・No.12）、  
じゅん菜池（昆虫類・市川市・No.13）、大町周辺の谷津田（魚類・市川市・No.14）が存在。

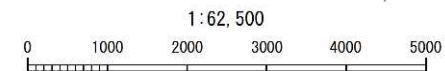


### 凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

記号	種別	No.	分類群	種名・名称	
○	重要な動物種	1		オオモノサシトンボ	
		2		サラサヤンマ	
		3		ヒメアカネ	
		4		クロツヤコオロギ	
		5		クチキコオロギ	
		6	昆虫類		ハルゼミ
		7		タガメ	
		8		ゲンジボタル	
		9		オオルリハムシ	
		10		オオムラサキ	
		11		ミスジキリガ	
○	注目すべき生息地	12	鳥類	サギ類の集団繁殖地	
		13	昆虫類	じゅん菜池（重要湿地）	
		14	魚類	市川市大町周辺の谷津田（重要湿地）	

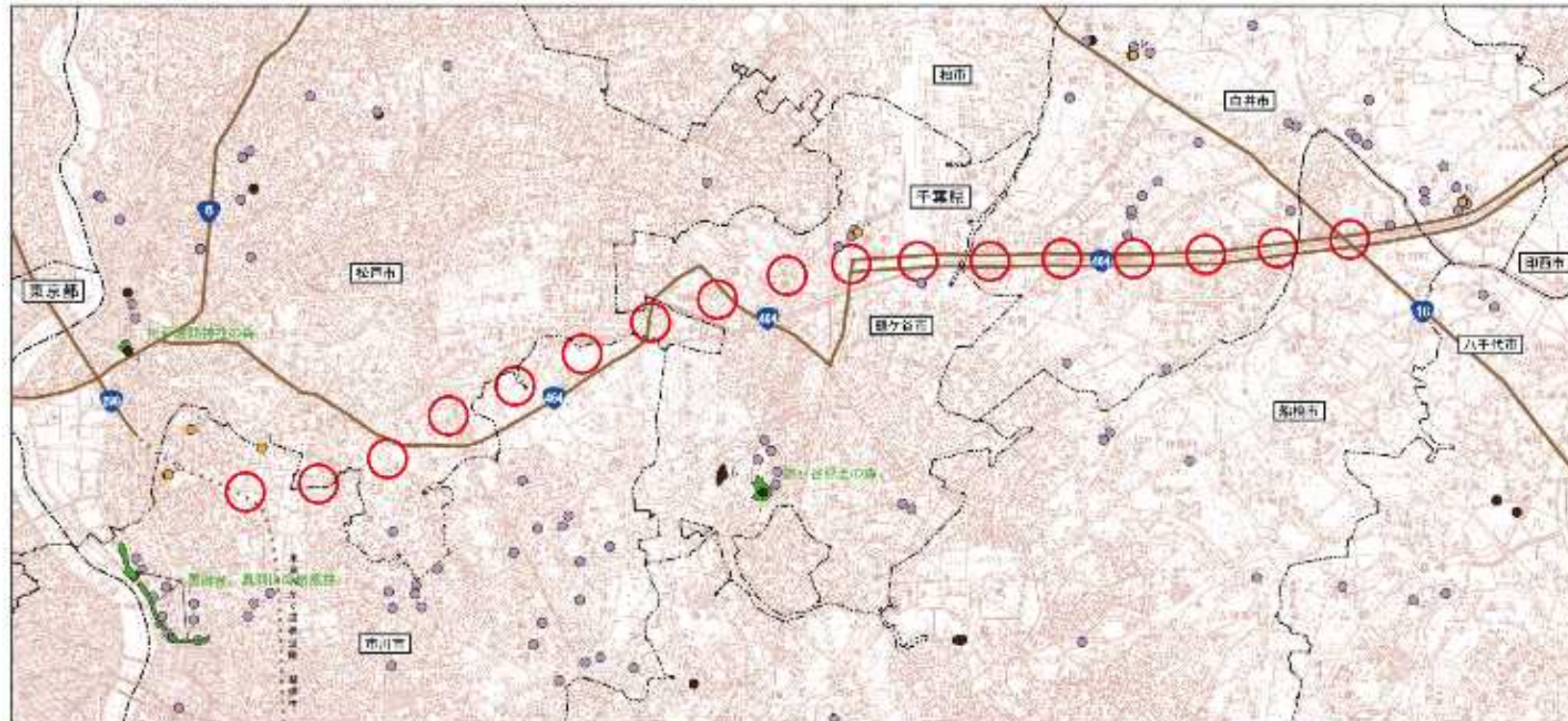
出典：「第1回自然環境保全基礎調査 すぐれた自然図（千葉県）」（環境庁、昭和51年）  
 「第2回自然環境保全基礎調査 動物物分布図（千葉県）」（環境庁自然環境局、昭和56年）  
 「生物多様性の観点から重要度の高い湿地（重要湿地）」（環境省自然環境局、平成29年7月閲覧）  
 「市川市の文化財」（市川市教育委員会生涯学習部、平成29年7月閲覧）





## ●植物

- ・維管束植物：81科305種、非維管束植物：11科26種が生育
- ・特定植物群落：3件5か所  
国府台、真間山の自然林（市川市）、鎌ヶ谷郷土の森（鎌ヶ谷市）等が存在。
- ・巨樹・巨木林：183件205本
- ・文化財指定されている樹木等：9件10か所  
キンモクセイ（鎌ヶ谷市・市指定）等が存在。



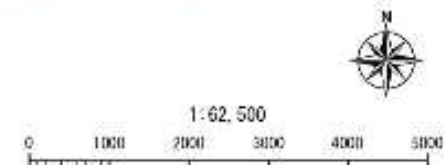
凡 例

記号	名称
○ ○ ○	重要文化財指定区域
—	都道府県界
—	市区界

記号	種別	No.	行政区	名称
○ ○ ○	特定植物群落	1	市川市	国府台、真間山の自然林(3箇所)
		2	松戸市	松戸浅間神社の森
		3	鎌ヶ谷市	鎌ヶ谷郷土の森

記号	種別
○	巨樹(単木)
●	巨木林(樹林・並木)

行政区	指定	種別	記号	No.	名称
市川市	市指定	樹木	●	1	伊勢原神社ハリギリ
				2	愛宕神社イチョウ(2本)
				3	神照庵マキ
松戸市	県指定	樹林	●	4	浅間神社の榎相林
				5	キンモクセイ
鎌ヶ谷市	市指定	樹林	●	6	八幡・春日神社の森
				7	根原神社の森
				8	西福寺の公孫樹
白井市	市指定	樹木	●	9	来迎寺の公孫樹

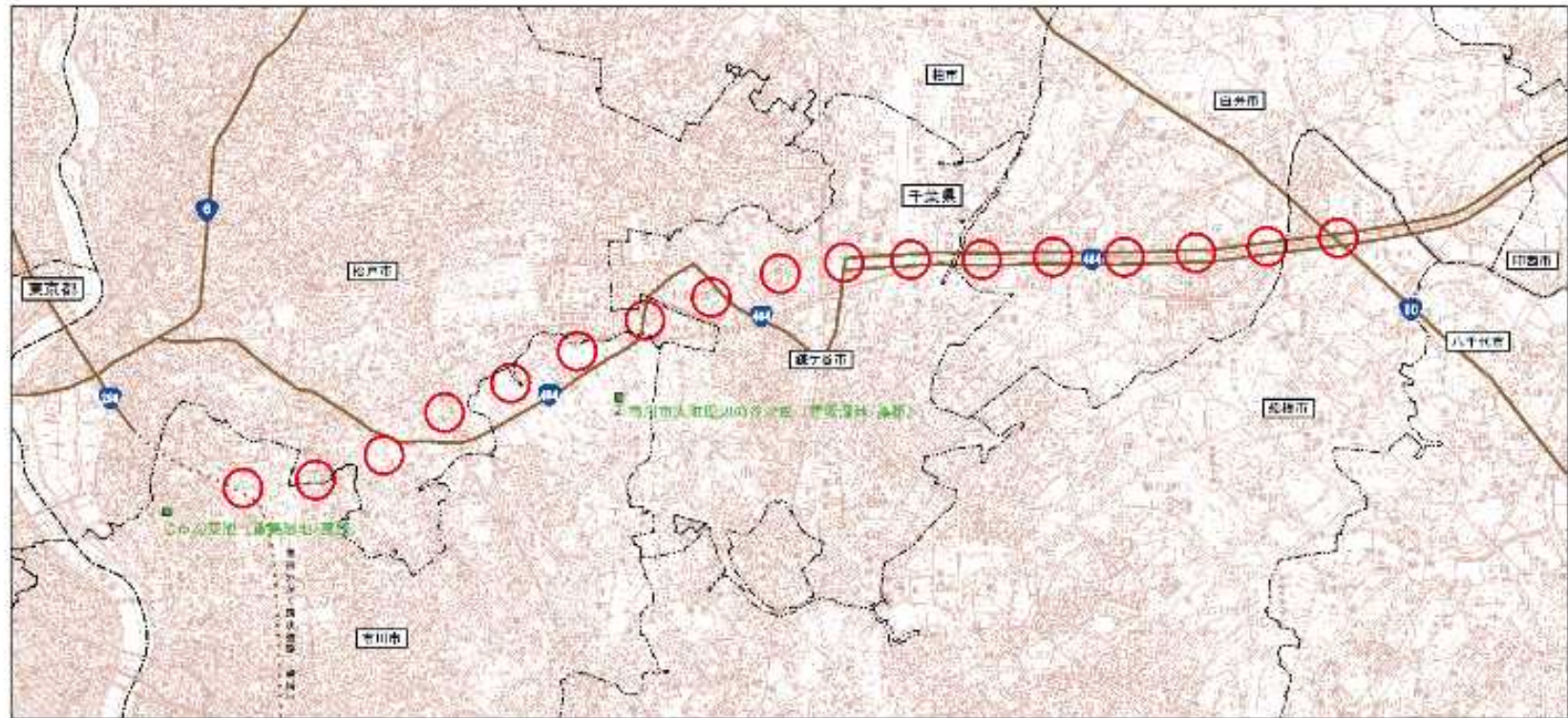




## ●生態系

・重要湿地：2か所

じゅん菜池（市川市・No.1）、大町周辺の谷津田（市川市・No.2）が存在。



凡例

記号	名称
○ ○ ○	指定区域
○ ○ ○	指定区域
---	河川
---	市界

記号	種別	No.	行政区	名称
■	重要湿地	1	市川市	じゅん菜池(池田)
		2	市川市	市川市大町周辺の谷津田

出典 「生物多様性の観点から重要な高い層別(重要層別)」(環境省自然環境部, 平成23年7月現在)





## ●景観

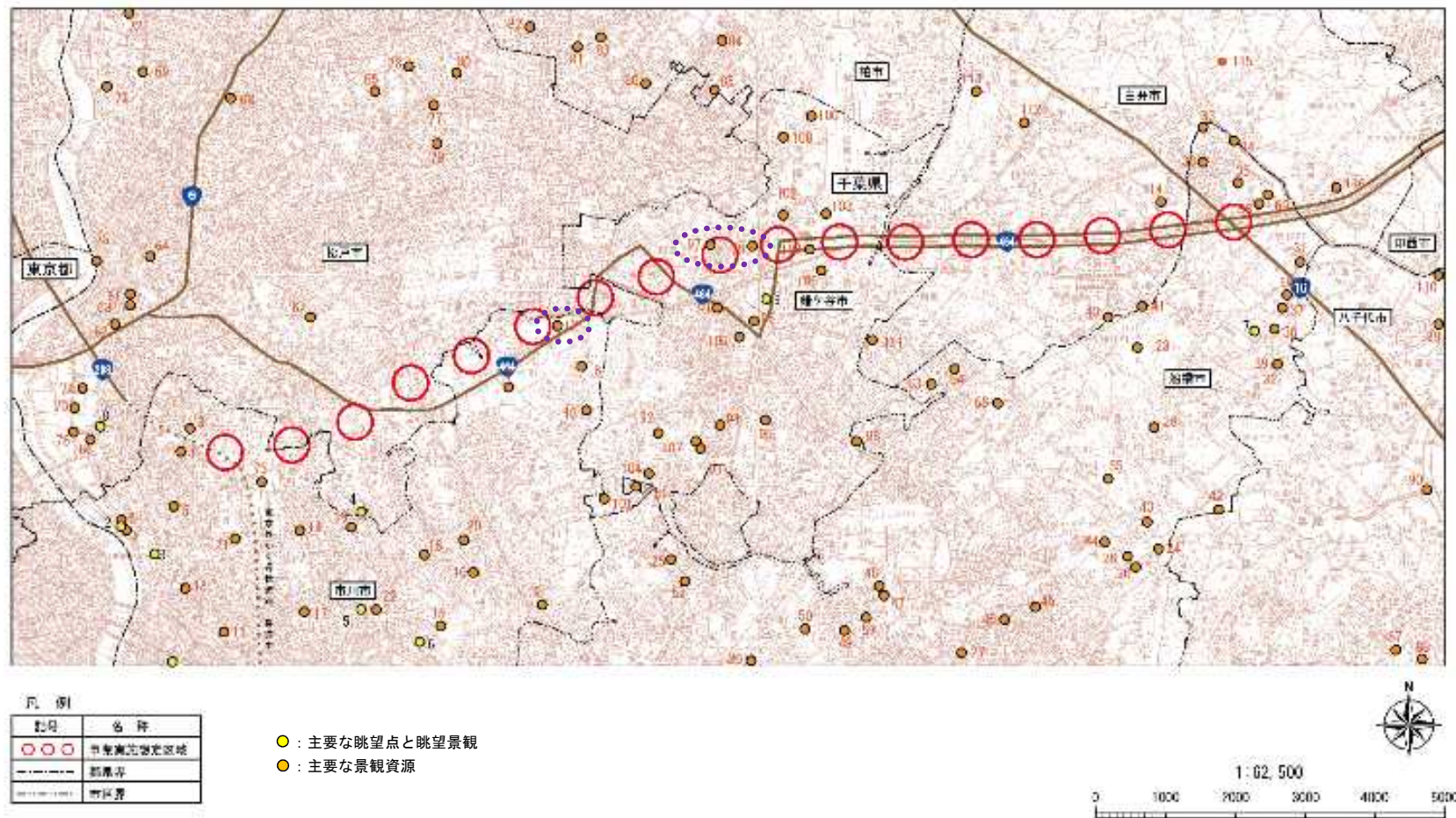
### ・主要な眺望点と眺望景観

曾谷の高台からの眺め（市川市・No.4）や、かまがやスカイビュー（鎌ヶ谷市・No.9）等が存在。

### ・景観資源

自然的・文化的・歴史的景観資源が多く位置。

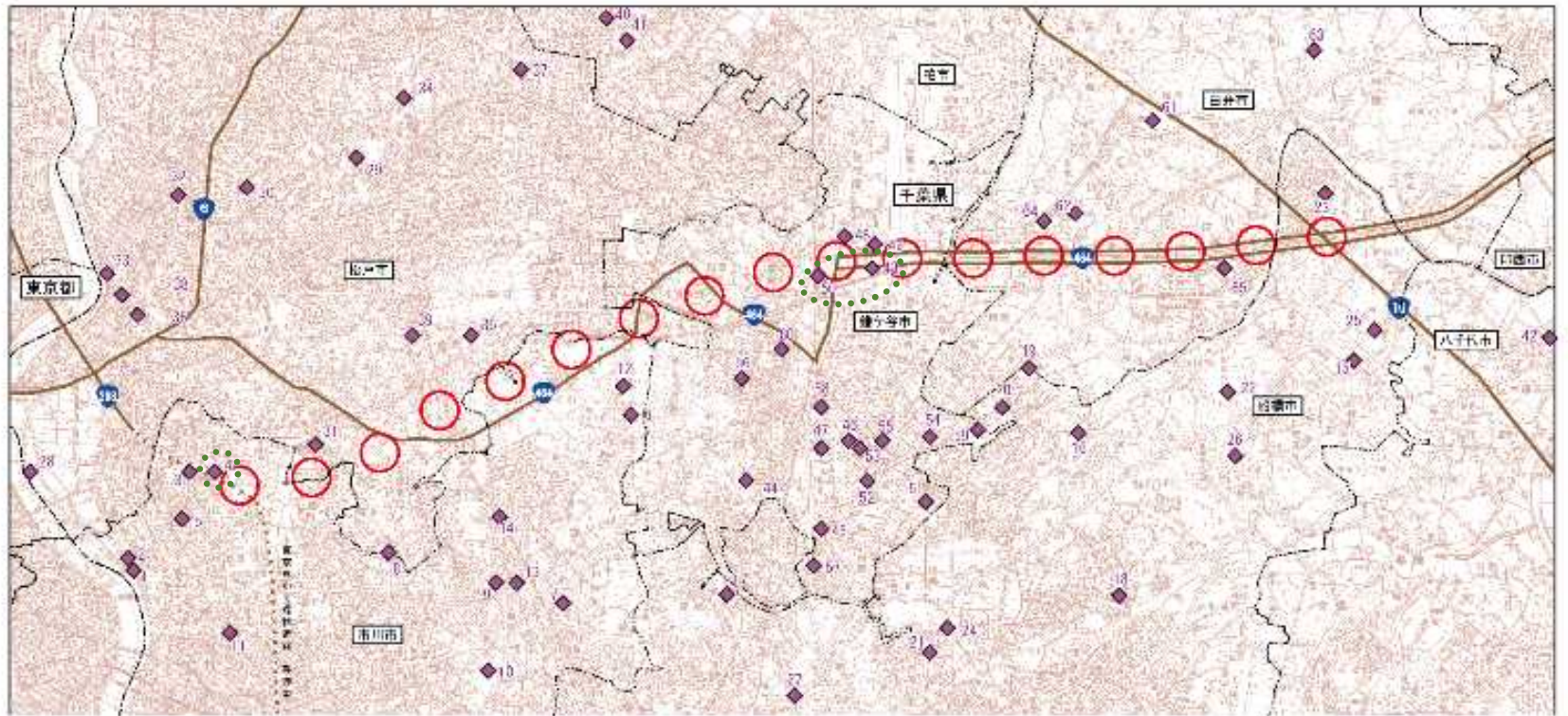
主な景観資源として、大町周辺の森（市川市・No.12）、豊作稻荷神社の林（鎌ヶ谷市・No.97）、八坂神社の林（鎌ヶ谷市・No.99）等が存在。





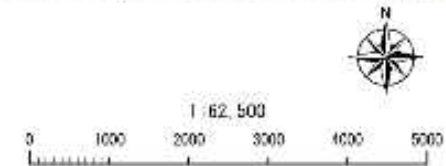
## ●人と自然の触れ合いの活動の場

- ・新鎌ふれあい公園（鎌ヶ谷市・No.50）、市制記念公園（鎌ヶ谷市・No.43）、堀之内貝塚公園（市川市・No.4）等が存在。



凡例	
○	名称
○	主要な人と自然との触れ合いの活動の場
○	東京都指定自然公園
○	市界

◆：主要な人と自然との触れ合いの活動の場



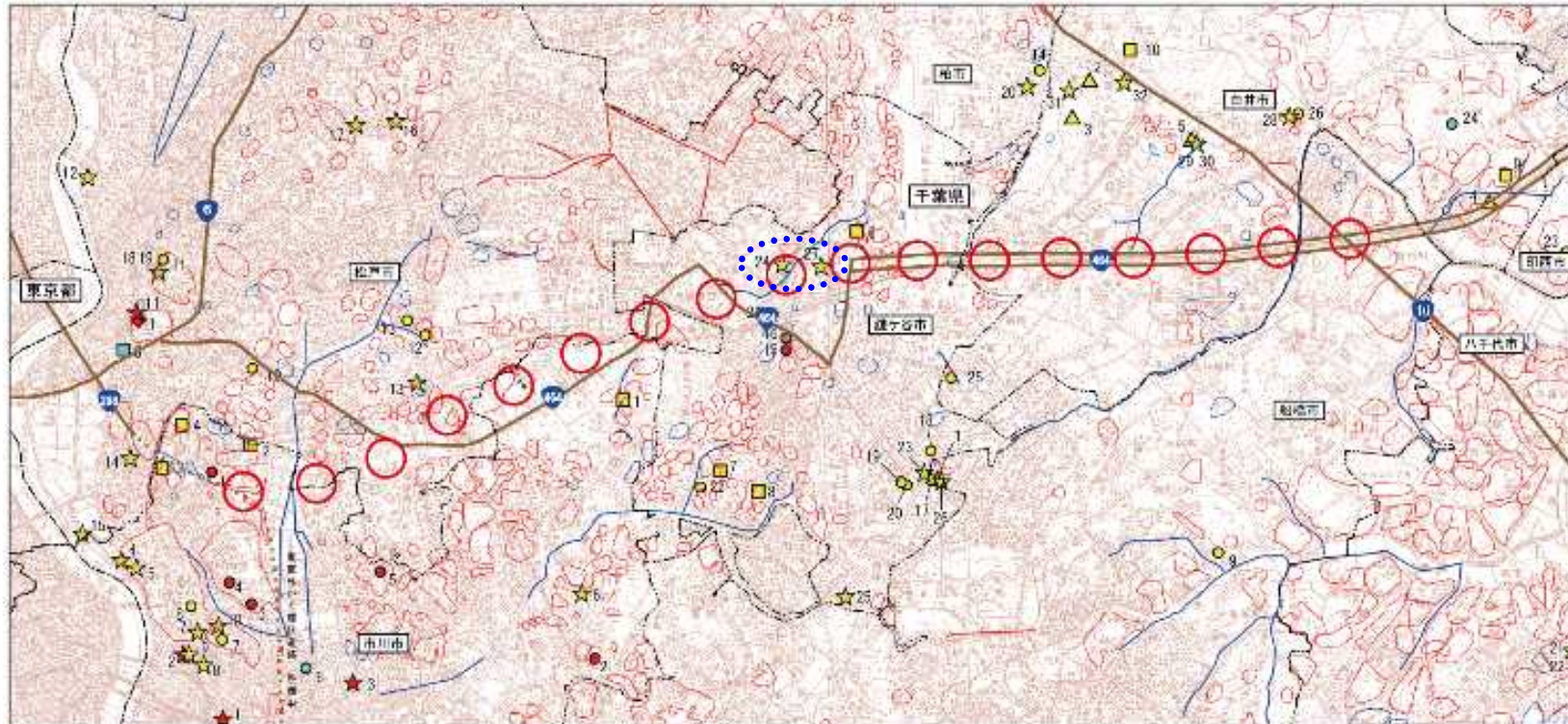


## ●文化財等

- ・ 指定文化財：74件（国指定文化財：11件、県指定文化財：4件、市指定文化財：59件）  
豊作稻荷神社「手洗鉢」（鎌ヶ谷市・No.23）、粟野庚申塔群（鎌ヶ谷市・No.27）等が存在。

## ●埋蔵文化財包蔵地

- ・ 市川市から鎌ヶ谷市間や、八千代市、白井市、印西市などに多く分布。  
馬土手は、下総飛行場より西側の松戸市などに存在。

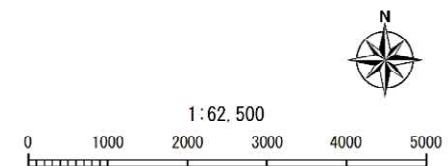


凡例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

	国	県	市
史跡	●	○	○
名勝	◆	—	—
天然記念物	—	■	■
有形文化財	★	—	☆
有形民俗文化財	—	—	▲

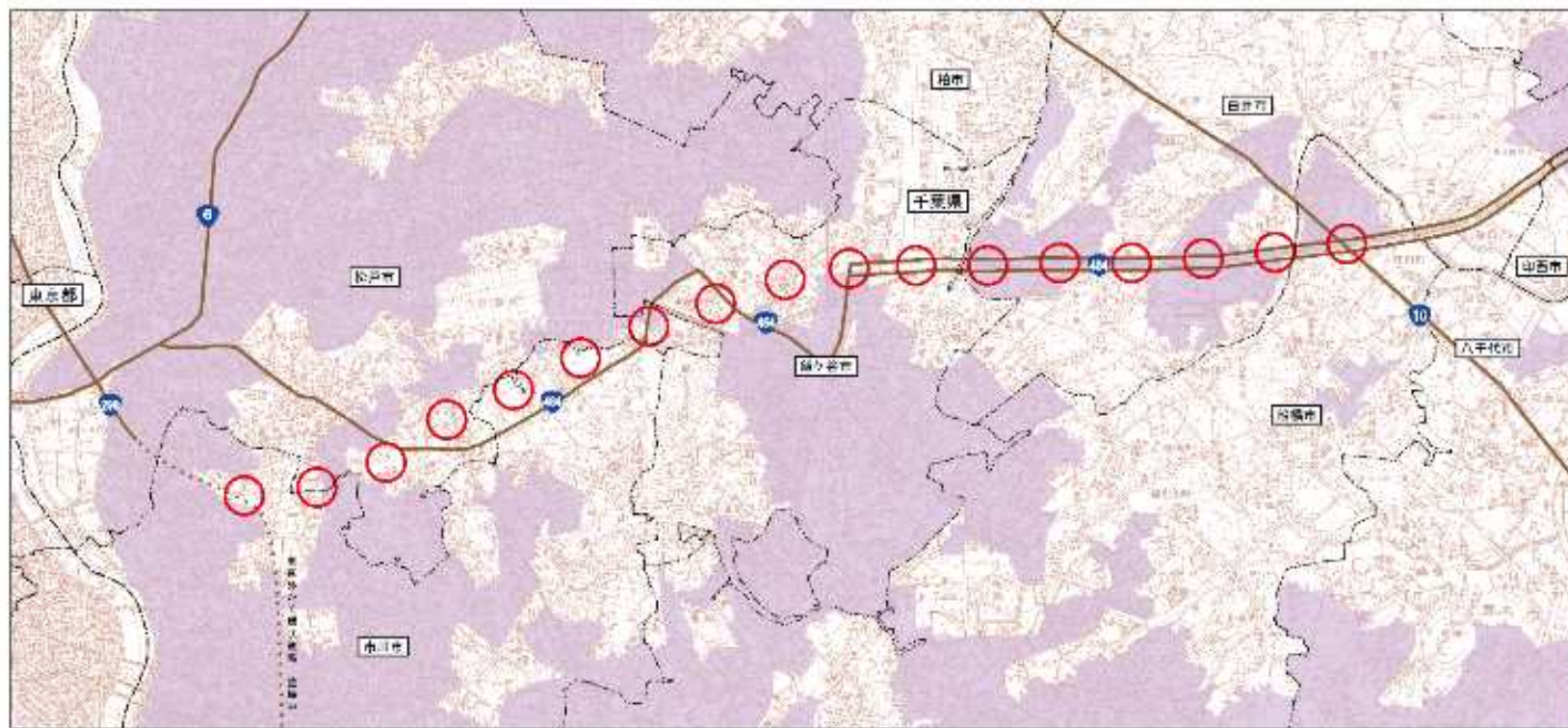
- 埋蔵文化財包蔵地
- 馬土手
- 埋蔵文化財包蔵地消滅
- 馬土手消滅





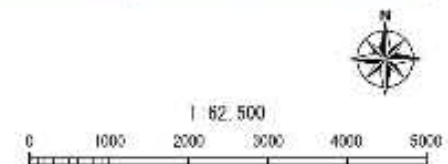
## ●人口の状況

- 概ね市街化された土地利用。  
事業実施想定区域の一部に人口集中地区（D I D）が存在。



凡例	
記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	境界線
-----	市区界

人口集中地区 (DID)



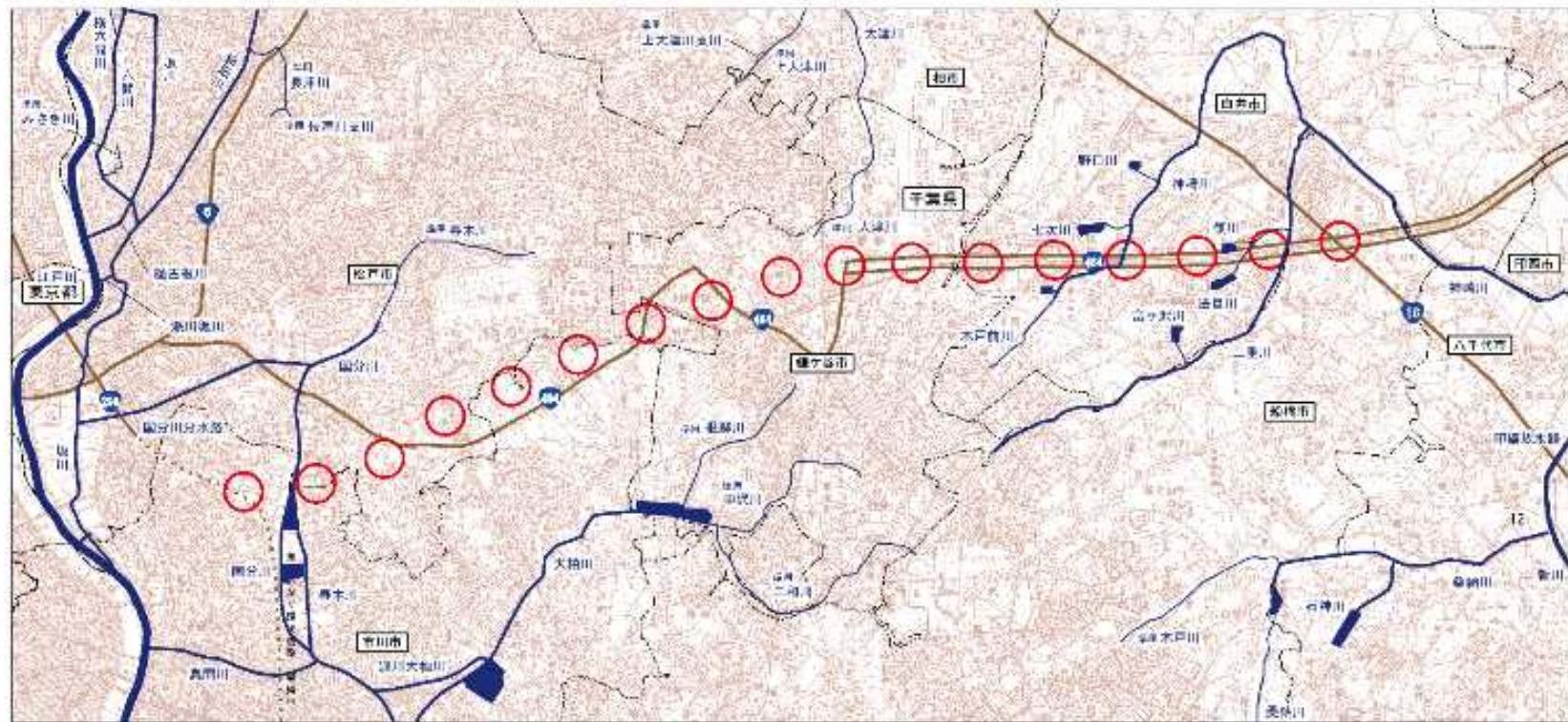


## ●河川の状況

- ・国分川は、洪水対策のための総合治水対策特定河川に指定。
- ・国分川分水路や国分川調節池の整備などで治水整備、大津川、神崎川、二重川で河川改修が実施。

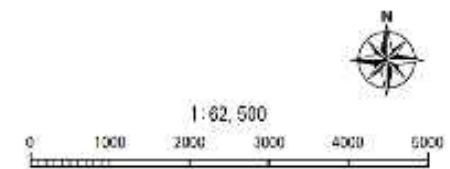
## ●地下水の利用状況

- ・地下水揚水量は、67～42,094m<sup>3</sup>/日、上水道の普及率は約76～99%。



凡例

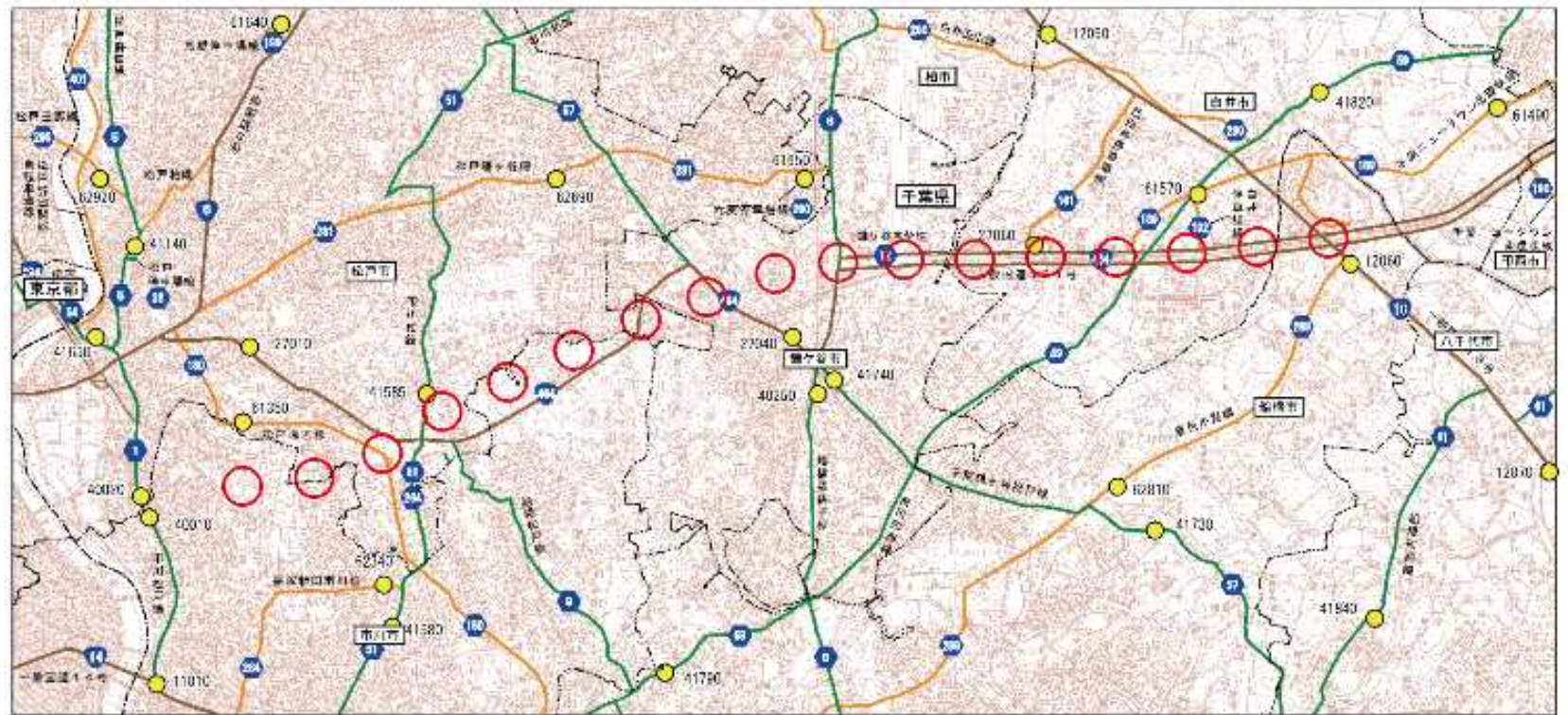
記号	名称
○ ○ ○	水質調査地点
● ● ●	水質調査地点
● ● ●	水質調査地点
— — —	国分川
— — —	国分川
— — —	国分川





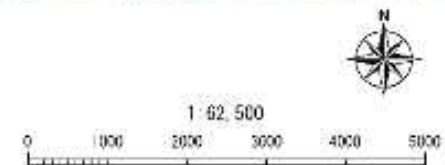
## ●交通の状況

- ・事業実施想定区域と一部区間が並行する一般国道464号や、東端に一般国道16号、西端に外環道が整備中。
- ・事業実施想定区域と交差する道路としては、西側から、県道松戸原木線、県道市川柏線、県道千葉鎌ヶ谷松戸線、県道船橋我孫子線、県道市川印西線等がある。
- ・一般国道464号の24時間交通量は10,770台～35,113台、昼間12時間の大型車混入率が10.7%～19.1%。



記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
---	市界
---	町界

- 一般国道
- 主要地方道
- 一般県道
- 交通量調査地点



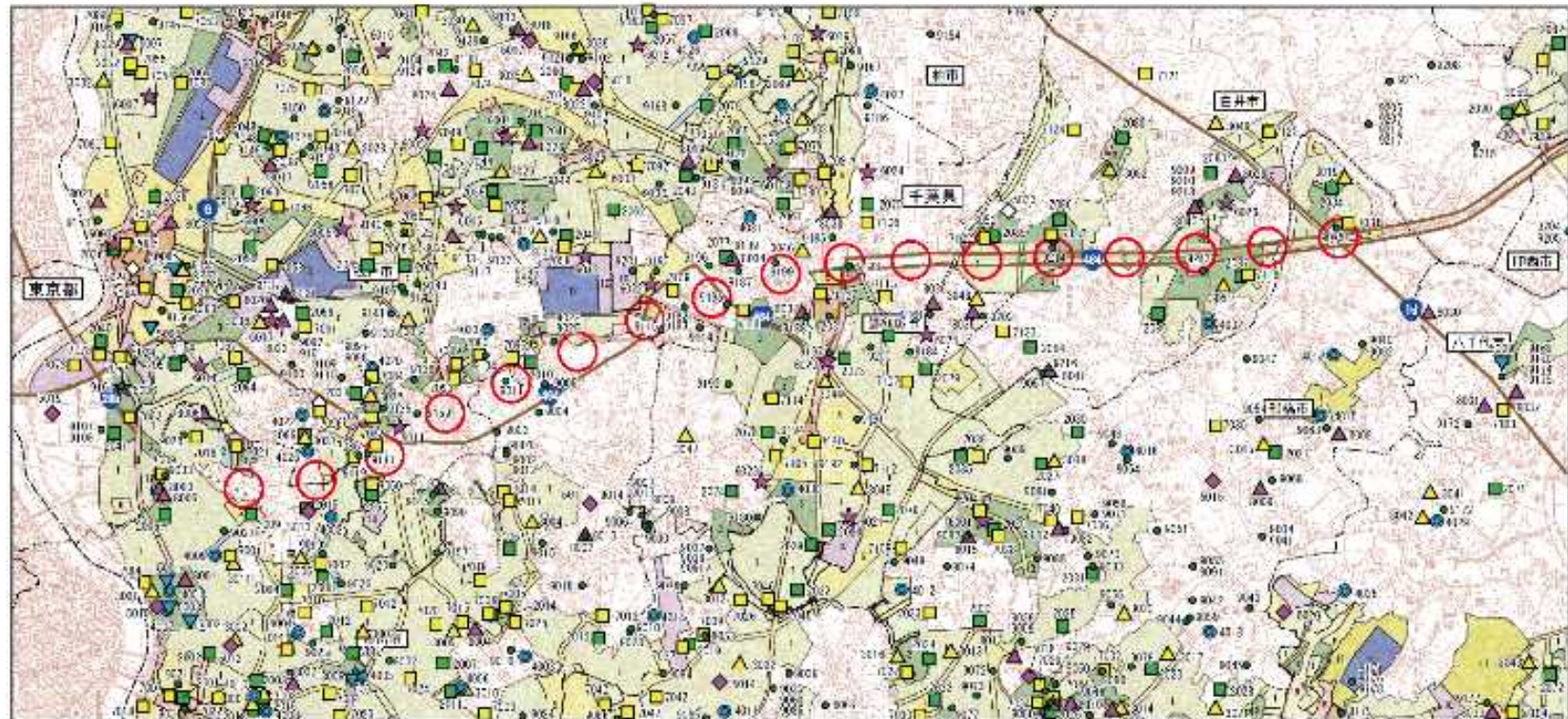


## ●住宅の配置の概況

・主に分布する畑地の周辺に住宅用地等が存在。

## ●環境の保全についての配慮が特に必要な施設

・幼稚園：73箇所、小学校：90箇所、中学校：53箇所、高等学校：32箇所、  
短期大学や大学：9箇所、支援学校：11箇所、専門学校：3箇所、  
保育園：124箇所、病院：41箇所、福祉施設：218箇所、図書館：26箇所。



凡例

記号	名称
○	環境保全配慮区域
—	市界
—	町界

1	第一種低層住居専用地域	2	第一種住居地域	3	商業地域
4	第二種低層住居専用地域	5	第二種住居地域	6	準工業地域
7	第一種中高層住居専用地域	8	準住居地域	9	工業地域
10	第二種中高層住居専用地域	11	近隣商業地域	12	工業専用地域

### 環境保全すべき施設

●	幼稚園	■	保育園
■	小学校	▲	病院
▲	中学校	●	福祉施設
●	高等学校		
▼	大学・短期大学		
◆	特別支援学校		
◇	専修学校		
★	図書館		



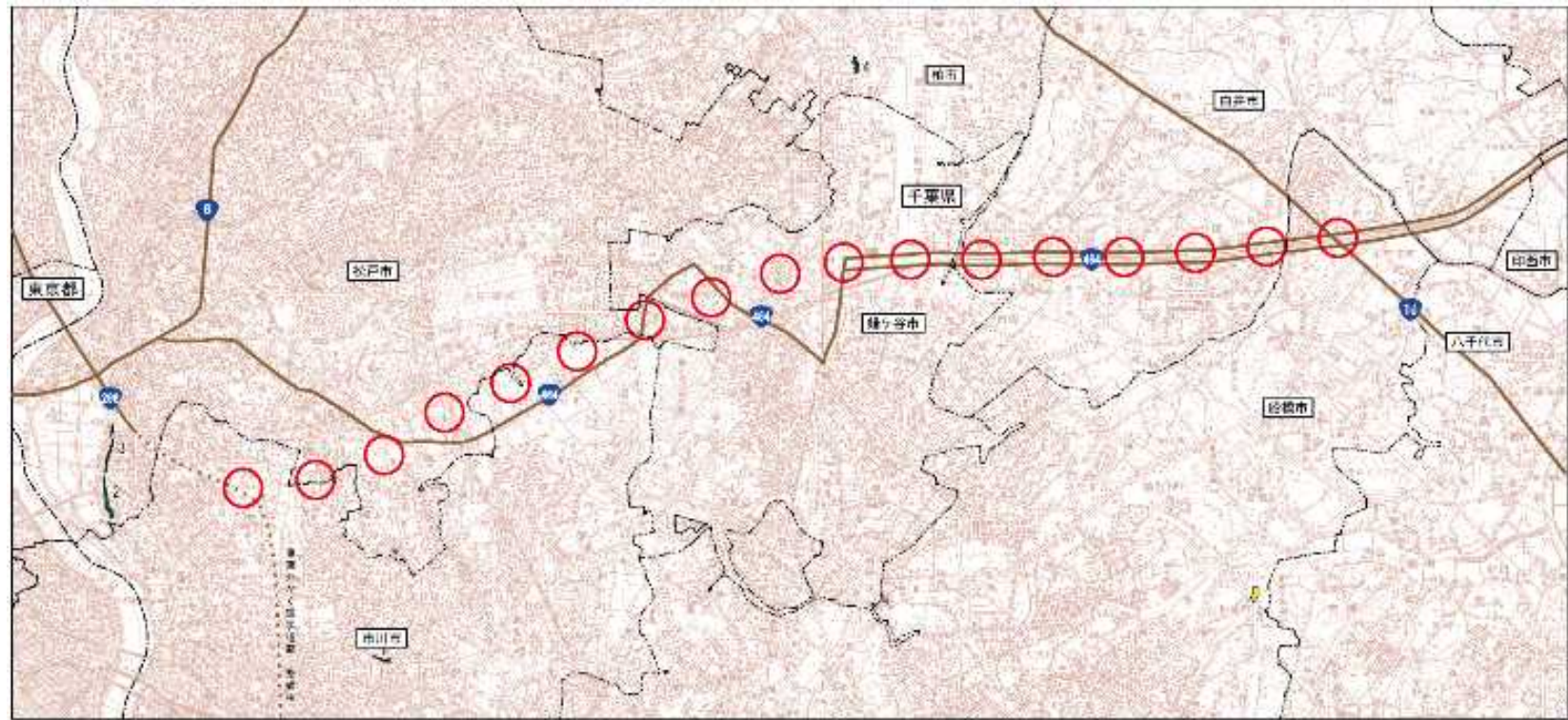


## ●自然環境保全地域

- ・八王子神社の森郷土環境保全地域（船橋市）が指定。  
原生自然環境保全地域、県立自然環境保全地域は存在しない。

## ●特別緑地保全地区

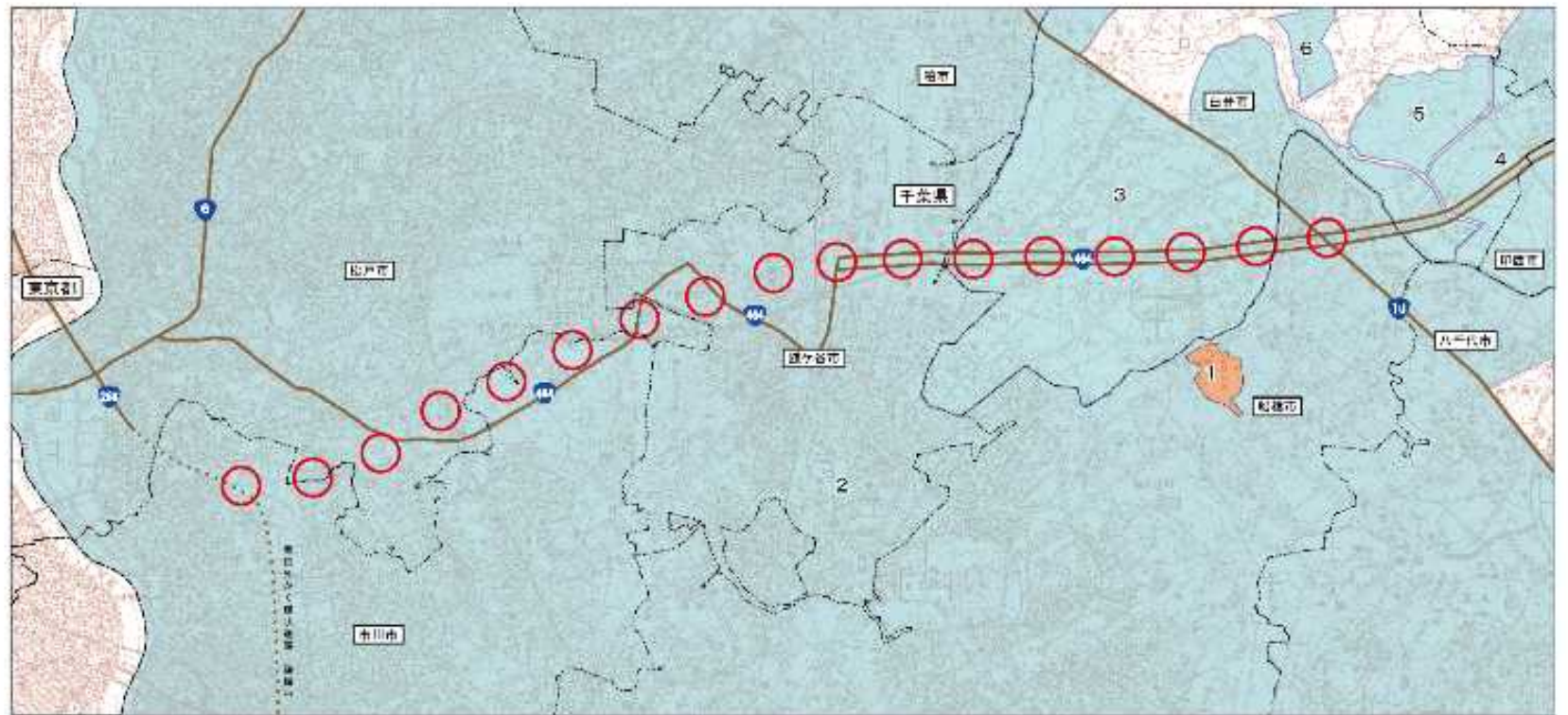
- ・宮久保特別緑地保全地区（市川市・No.1）、栗山特別緑地保全地区（松戸市・No.2）、  
矢切特別緑地保全地区（松戸市・No.3）、高柳特別緑地保全地区（柏市・No.4）が指定。





## ●鳥獣保護区

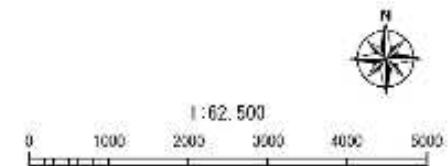
- ・ほぼ全域が特定猟具使用禁止区域（銃器）に指定。
- ・鳥獣保護区として、船橋鳥獣保護区が指定（県指定）。



凡例

記号	名称
○ ○ ○	鳥獣保護区
-----	郡界
-----	市界

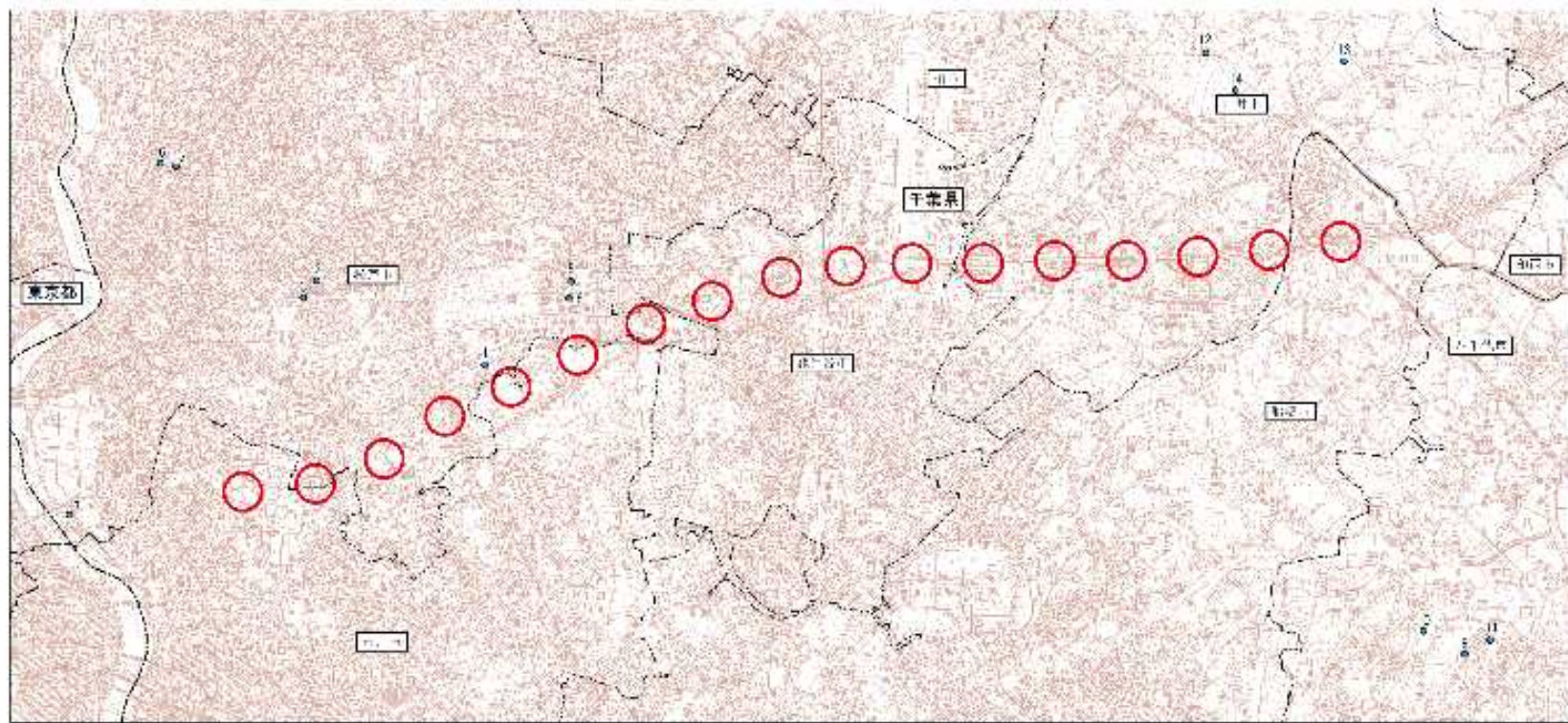
向敷保護区  
特定猟具使用禁止区域（銃器）





## ●廃棄物の処理及び施設の状況

- ・年間のごみ（一般廃棄物）収集量が最も多いのは船橋市(209,671t)、最も少ないのは白井市(18,992t)。
- ・産業廃棄物中間処理業者は、14か所が存在し、最終処分場は存在しない。



凡例

記号	名称
○	産業廃棄物中間処理業者
-----	市界
-----	市界

● 中間処理業者の施設位置



# 計画段階配慮事項の選定

配慮書P57・  
参考資料P313

文献調査（第3章）の結果から得られた情報により、重大な環境影響を受けるおそれのある環境の要素を検討し、計画段階配慮事項として選定した環境要素と選定理由は以下のとおり。

計画段階配慮事項の選定にあたっては、「道路環境影響評価の技術手法（平成24年度版）」を参考に選定。

環境要素	影響要因		施設等の存在 及び供用		選定理由（概要）
			道路の 存在	自動車 の走行	
環境の自然的構成要素 の良好な状態の保持を 旨として調査、予測 及び評価されるべき 環境要素	大気環境	大気質		○	市街地が分布しており、自動車の走行に伴い、大気質への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		騒音		○	市街地が分布しており、自動車の走行に伴い、騒音への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
生物の多様性の確保 及び自然環境の体系的 保全を旨として調査、 予測及び評価される べき環境要素		動物	○		重要な動物が生息し、鳥獣保護区が指定されており、道路の存在に伴い、動物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		植物	○		重要な植物群落、巨樹・巨木林が生育しており、道路の存在に伴い、植物への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
		生態系	○		まとまって存在する自然環境として、重要な湿地が分布しており、道路の存在に伴い、生態系への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。
人と自然との豊かな 触れ合いの確保を旨と して調査、予測及び 評価されるべき環境 要素		景観	○		主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源が存在しており、道路の存在に伴い、主要な眺望点と眺望景観、主要な景観資源への環境影響を及ぼすおそれがあるため選定しました。



# 計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価方法

配慮書P58,59・  
参考資料P314,315

事業計画の熟度や検討スケールに応じた環境配慮を適切に実施できる手法とし、調査は、既存資料に基づき、計画段階における環境配慮が必要な対象である検討対象（大気質や騒音では市街地・集落、動物であれば重要な種の生息地など）の位置・分布を把握する方法とする。

また、現段階では、「路線位置」や「計画交通量」が決まっていないため、環境の状況の変化を把握する方法での予測を行い、評価は、環境影響の程度を整理する方法とする。

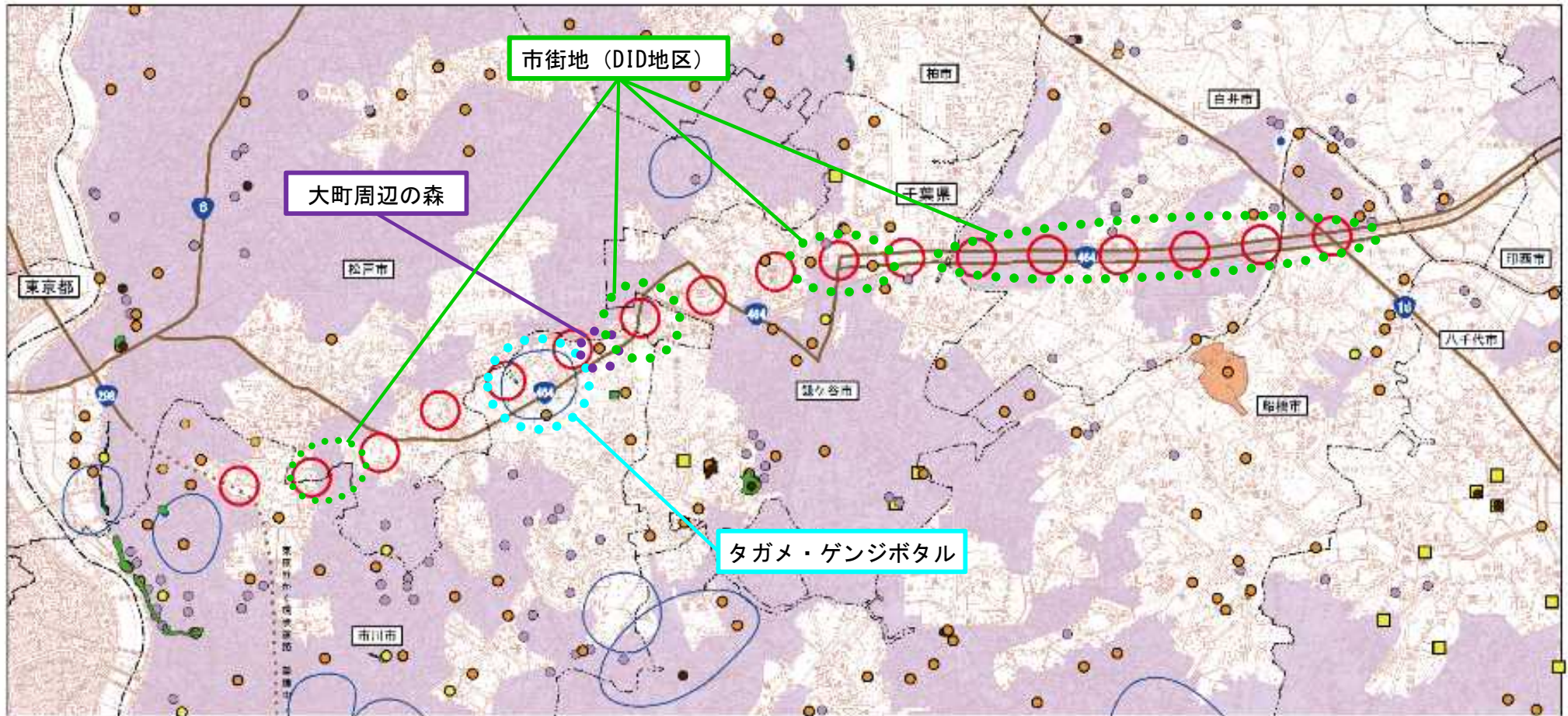
項目		検討対象	手法			
環境要素の区分	影響要因の区分		調査の手法	予測の手法	評価の手法	
大気環境	大気質	自動車の走行	市街地	既存資料	市街地と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
	騒音	自動車の走行				
動物		道路の存在	重要な種の生息地等 ・重要な動物種 ・鳥獣保護区	既存資料	重要な種及び注目すべき生息地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
植物		道路の存在	重要な種・群落の生育地等 ・重要な植物群落 ・巨樹巨木林	既存資料	重要な種及び群落の生育地となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
生態系		道路の存在	生態系の保全上重要であって、 まとまって存在する自然環境 ・重要湿地 ・自然環境保全地域 ・特別緑地保全地区	既存資料	生態系の保全上重要であって、 まとまって存在する自然環境の場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理
景観		道路の存在	主要な景観資源等 ・主要な眺望点と眺望景観、 主要な景観資源	既存資料	主要な眺望点と眺望景観、 主要な景観資源となっている場所と事業実施想定区域の位置関係を整理する。	回避又は通過の状況を整理



既存資料に基づき、検討対象の位置・分布を把握し、予測及び評価した結果は以下のとおり。

計画段階 配慮事項	予測及び評価結果
大気質	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川市～鎌ヶ谷市間、鎌ヶ谷市～船橋市間のいずれの区間のルートも一部が市街地を通過するため、大気質・騒音に影響を与える可能性があるとして評価します。</li> </ul>
騒音	
動物	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、タガメ・ゲンジボタルの一部の生息地を通過すると予測するため、動物に影響を与える可能性があるものと評価します。</li> <li>鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種の生息地等の改変は生じないことから、動物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。</li> </ul>
植物	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、重要な種の生息地を回避していると予測するため、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。</li> <li>鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、重要な種・群落の生育地等の改変は生じないことから、植物に影響を与える可能性は小さいものと評価します。</li> </ul>
生態系	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、まとめて存在する自然環境を回避していると予測するため、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。</li> <li>鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、まとめて存在する自然環境の改変は生じないことから、生態系に影響を与える可能性は小さいものと評価します。</li> </ul>
景観	<ul style="list-style-type: none"> <li>市川市～鎌ヶ谷市間のルートは、主要な景観資源（大町周辺の森）を通過すると予測するため、景観に影響を与える可能性があるものと評価します。</li> <li>鎌ヶ谷市～船橋市間のルートは、既に整備済みの一般部の内側に専用部を整備する計画であり、主要な景観資源等の改変は生じないことから、景観に影響を与える可能性は小さいものと評価します。</li> </ul>





凡 例

記号	名称
○ ○ ○	事業実施想定区域
-----	都県界
-----	市区界

- 人口集中地区 (DID)
- 重要湿地
- 自然環境保全地域
- 重要な動植物、注目すべき生息地
- 特別緑地保全地区
- : 主要な眺望点と眺望景観
- 注目すべき群落等 (特定植物群落)
- 鳥獣保護区
- : 主要な景観資源
- 注目すべき群落等 (記念物)
- 保存樹木
- 注目すべき群落等 (巨樹巨木林)

今後、具体的な道路構造を決定する段階で、できる限り周辺の住居等の保全対象や重要な動物、植物等の生息地及び生育地、生態系の保全上重要であって、まとまって存在する自然環境に配慮して計画する。

なお、各検討対象について、回避が困難又は、必ずしも十分に低減されないおそれのある場合には、今後の環境影響評価の中で調査、予測及び評価を行い、必要に応じて適切な環境保全措置を検討する。